

2019年度 介護保険事業者に対する実地指導報告書

1 町田市が実施する実地指導について

介護保険法に基づく介護保険サービスには、入浴・排泄・食事等の介護、支援を行う「訪問介護」、施設等に通り食事や機能訓練を受ける「通所介護」、その他「短期入所生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、利用者の心身の状況等を勘案して居宅サービス計画の作成や居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの在宅サービスがあります。

また、町田市民のみが利用できる「地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などの地域密着型サービスや「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」などの施設サービスがあります。

在宅サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は、都と区市町村にあり、地域密着型サービスを行う事業者に対する実地指導の権限は、区市町村にあります。

町田市では、介護保険法第23条に基づき町田市が指定権限を有する「居宅介護支援」、地域密着型サービス及び町田市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する「介護老人福祉施設」を中心に実地指導を実施しています。なお、その他の在宅サービス及び施設サービスについては、都が指定権限を有するため、町田市では必要に応じて実地指導を実施しています。

また、実地指導の他に、指導の対象となる介護保険サービス事業者等を一定の場所に集め、講習等の方式により行う集団指導を定期的にも実施しています。

2 2019年度 実地指導実施状況

2019年度の町田市の介護保険サービス事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指導とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

(1) 居宅介護支援

事業数 ①	実地指導 実施数②	文書指摘 事業数③	口頭指導 事業数 ④	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
112	19	16	19	149	17.0%	84.2%

(2) 地域密着型サービス

事業数 ①	実地指導 実施数②	文書指摘 事業数③	口頭指導 事業数 ④	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
115	33	21	32	256	28.7%	63.6%

(3) 町田市が所轄庁となっている社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設

事業数 ①	実地指導 実施数②	文書指摘 事業数③	口頭指導 事業数 ④	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
7	3	3	3	23	42.9%	100.0%

(4) その他

事業数 ①	実地指導 実施数②	文書指摘 事業数③	口頭指導 事業数 ④	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
345	6	6	6	43	1.7%	100.0%

(5) 合計

事業数 ①	実地指導 実施数②	文書指摘 事業数③	口頭指導 事業数 ④	文書指摘及び 口頭指導数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
579	61	46	60	471	10.5%	75.4%

3 主な文書指摘事項

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
<p>◇ 利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。</p> <p>○ 利用者の家族の個人情報を用いる場合において、あらかじめ文書により当該家族の同意を得ていない。</p> <p>(市条例第6号第26条第3項、居宅解釈通知第2の3(15)③、都条例第111号第34条第3項、都施行要領第3の1の3(23)③、市条例第53号第35条第3項、密着解釈通知第3の1の4(23)③ 他)</p>	19
<p><改善の際の注意点等></p> <p>個人情報の使用同意については、利用者の個人情報の同意を得ているが、家族の同意を得ていない事例が見られました。</p> <p>また、各事業者で使用している個人情報使用同意書の様式に利用者 と代理人の同意欄はあるが、家族の同意欄がない様式がありました。 代理人欄とは別に家族の同意欄を設けて、家族としての同意を得てください。</p> <p>他に、長期間利用している利用者について家族の同意を得ていない事例が多く見られました。全利用者を確認し、家族の同意を得ていない利用者については、速やかに家族の同意を得てください。</p>	
<p>◇ 居宅（個別）サービス計画の作成に当たっては、アセスメントを適切に行うこと。</p> <p>○ 居宅（個別）サービス計画の作成に当たり、アセスメントを行っていない又は不十分である。</p> <p>(市条例第6号第16条第6号、居宅解釈通知第2の3(7)⑥、都条例第111号第28条第1項、都施行要領第3の1の3(18)①、市条例第53号第59条の10第1項、密着解釈通知第3の2の2の3(3)④ 他)</p>	11
<p><改善の際の注意点等></p> <p>アセスメントに対する指摘事項は、各サービスで共通した指摘項目となります。</p> <p>指摘を受けた事業者の中には、初回の居宅（個別）サービス計画の作成時のみアセスメントを実施している事例も見られました。</p> <p>アセスメントは、居宅（個別）サービス計画の作成ごとに行ってください。</p>	

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
<p>◇ サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。</p> <p>○ 市町村に報告すべき事故について報告していない。 (市条例第6号第30条第1項、居宅解釈通知第2の3(18)、都条例第111号第39条第1項、都施行要領第3の1の3(27)、市条例第53号第40条第1項、密着解釈通知第3の1の4(27)他)</p> <p><改善の際の注意点等></p> <p>町田市への報告対象となっている事故は以下のとおりです。</p> <p>① サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生 ② 食中毒及び感染症の発生 ③ 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生 ④ その他、報告が必要と認められる被害や影響が発生した場合</p> <p>詳細は「介護保険事業所における事故発生時の町田市取り扱い基準」を参照してください。</p>	9
<p>◇ モニタリングを適切に行っていない。</p> <p>○ モニタリングの結果(サービスの実施状況や目標の達成状況)について、利用者又はその家族に説明していない。 ○ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接していない。(居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護等) (都条例第111号第28条第4項、都施行要領第3の1の3(18)③及び⑤、市条例第53号第59条の10第5項、密着解釈通知第3の2の2の3(3)⑤他) (市条例第6号第16条第15号、解釈通知第2の3(7)⑭、市条例第53号第93条第2項、密着解釈通知第3の4の4(5)②他)</p> <p><改善の際の注意点等></p> <p>モニタリングに対する指摘事項は、各サービスで共通した指摘項目となります。 条例等によりモニタリングの頻度が定められていないサービスについても、短期目標期間の終了時など、適宜モニタリングを実施してください。また、その結果を利用者又は家族に説明してください。</p>	8

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
<p>◇ 従業者であった者が、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じること。</p> <p>○ 在職中及び退職後の秘密保持に関する誓約書を徴取していない従業者がいた。</p> <p>(市条例第6号第26条第2項、居宅解釈通知第2の3(15)②、都条例第111号第34条第2項、都施行要領第3の1の3(22)①、市条例第53号第35条第2項、密着解釈通知第3の1の4(23)② 他)</p> <p><改善の際の注意点等></p> <p>一部の従業者について秘密保持に関する誓約書の徴取が漏れてしまった事例が多くありました。全従業者から秘密保持に関する誓約書を漏れなく徴取してください。</p>	7

根拠法令等

略称	正式名称
市条例第 6 号	町田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年町田市条例第6号）
居宅解釈通知	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）
都条例第 111 号	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 10 月 11 日条例第 111 号）
都施行要領	東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（平成 26 年 3 月 29 日 24 福保高介第 1882 号）
市条例第 53 号	町田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 53 号）
密着解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発 0331004・老振発 0331004・老老発 0331017）
法	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
法施行規則	介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）

4 集団指導の実施状況

2019年度は下表のとおり集団指導を実施しました。

実施日	対象サービス	事業者数	参加数	出席率	主な内容
2019年 11月22日	介護老人福祉施設	23	23	100%	① 町田市の実地指導の概要について ② 実地指導で見受けられる事例等について